



新型コロナウイルス感染症の影響で業績が悪化し、保険料収入が減少したことにより、令和3年度の健康保険組合の財政は大変厳しい状況になりました。

決算の概況

- 令和3年度の予算では保険料の減収を想定して予算組み
- 減収の対応として別途積立金から10億円の繰入を実施
- 予算に対して更に保険料の収入が減少
- 経常収支の差額は約8億9,300万円の赤字

収入の概況

- 収入の減少が見込まれたため別途積立金から10億円を繰入
- 保険料の収入が前年度に比べ約3億4,500万円(11.5%)の減収
減収した主な要因は、被保険者数・報酬の減少によるもの
- 収入の合計は前年度に比べ約3億4,300万円の減収

支出の概況

- 納付金のうち前期高齢者納付金が前年度に比べ約3億8,600万円増加
- 医療費や薬代などの保険給付費は前年度に比べ約1億6,200万円減少
減少した主な要因は被保険者・被扶養者の減少によるもの
- 保健事業費は前年度に比べ約5,900万円減少
前年度は特別対応としてマスクの配付を行ったため、それを除けば、ほぼ同様の額の実績
- 支出の合計は前年度に比べ約1億1,200万円の増加

一般勘定	令和2年度	令和3年度			
	決算	予算	決算	対前年度	対予算
適用状況					
被保険者数(名)	10,917	9,792	9,891	△1,026	99
標準報酬月額(円)	241,436	228,941	240,227	△1,209	11,286
総標準賞与額(千円)	1,633,811	3,905,084	628,982	△1,004,829	△3,276,102
保険料率(%)	9.50%	9.50%	9.50%	0.00%	0.00%
収入(単位:千円)					
保険料収入(調整含む)	2,993,424	2,927,898	2,647,790	△345,634	△280,108
前年度決算残金繰越金	590,000	172,289	172,289	△417,711	0
別途積立金繰入金	0	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0
他収入	82,973	11,584	145,150	62,177	133,566
収入合計	3,666,397	4,111,771	3,965,229	298,832	△146,542
経常収入合計	2,963,800	2,889,427	2,620,236	△343,564	△269,191
支出(単位:千円)					
事務費	48,208	79,760	43,971	△4,237	△35,789
保険給付費	1,742,563	1,726,877	1,580,165	△162,398	△146,712
納付金	1,444,740	1,776,721	1,776,745	332,005	24
1. 前期高齢者納付金	738,412	1,126,669	1,124,937	386,525	△1,732
2. 後期高齢者支援金	706,296	650,024	651,780	△54,516	1,756
3. 病床転換支援金	5	3	3	△2	0
4. 退職者給付拠出金	27	25	25	△2	0
保健事業費	167,976	218,450	108,656	△59,320	△109,794
他支出	45,153	48,202	40,322	△4,831	△7,880
介護認定繰入	0	0	11,000	11,000	11,000
支出合計	3,448,640	3,850,010	3,560,859	112,219	△289,151
経常支出合計	3,407,721	3,808,911	3,513,623	105,902	△295,288
収入と支出の差額					
決算残金	217,757	261,761	404,370	186,613	142,609
経常収支差引額	△443,921	△919,484	△893,387	△449,466	26,097

介護勘定においても同様に、令和3年度の健康保険組合の財政は大変厳しい状況になりました。

決算の概況

- 保険料率を1.80%から1.88%に引き上げ
- 保険料収入の不足が見込まれたため期中に予算を変更
準備金から約2,300万円の繰入と一般勘定から1,100万円の受入
- 不足の要因は被保険者の減少、賞与報酬額の減少によるもの
- 収入の合計は約2億7,700万円で前年度に比べ約1,300万円減
- 支出の合計は前年度に比べ約1,500万円減



介護保険	令和2年度	令和3年度			
	決算	予算	決算	対前年度	対予算
適用状況					
被保険者数(名)	4,003	3,887	3,747	△256	△140
標準報酬月額(円)	290,853	279,457	282,732	△8,121	3,275
総標準賞与額(千円)	861,788	1,629,374	327,561	△534,227	△1,301,813
保険料率(%)	1.80%	1.88%	1.88%	0.08%	0.00%
収入(単位:千円)					
介護保険料収入	260,953	240,091	242,199	△18,754	2,108
前年度決算残金繰越金	19,955	1,644	1,642	△18,313	△2
準備金繰入金	10,000	22,819	22,819	12,819	0
一般勘定受入金	0	11,000	11,000	11,000	0
収入合計	290,908	275,554	277,660	△13,248	2,106
支出(単位:千円)					
1. 介護納付金	286,853	270,875	270,875	△15,978	94.4
2. 介護保険料還付金	0	500	0	0	-
支出合計	286,853	271,375	270,875	△15,978	94.4
収入と支出の差額					
決算残金	4,055	4,179	6,785	2,730	167.3

財産の状況

令和3年度においては、【一般勘定】別途積立金から10億円繰入、【介護勘定】法定準備金から約2,300万円繰入、を行いました。

- 介護勘定の決算残金は全て法定準備金に充当

決算残金処分		次の通りの決算残金を処分します。	
一般勘定(円)		介護勘定(円)	
別途積立金	101,056,247	法定準備金	6,785,445
翌年度繰越金	303,272,000	翌年度繰越金	0
財政調整事業繰越金	41,824		

公 告

- ◆ワールドグループの規程改定に合わせて、組合規程(職員就業規則、職員育児休業規程、職員介護休業規程、契約職員規程、臨時職員規程、職員国内転勤規程)、基準(職員住宅管理基準、別居手当支給基準)を改定(令和4年4月1日付)しました。
- ◆(株)イノベーションリンクの事業所削除(令和3年4月1日付)をしました。
- ◆(株)ワールドスペースソリューションズの事業所削除(令和4年4月1日付)をしました。
- ◆組合規程(検査及び監査規程)の改定(令和4年6月1日付)をしました。

もうお済みですか？

マイナンバーカードの取得と保険証の利用登録

あなたとご家族のマイナンバーカード取得と保険証の登録はお済みですか？

マイナンバーカードは本人確認書類として利用できるほか、自治体のサービスや電子申請など様々なサービスに利用することができます。また、保険証の利用登録をすることで、入院等で高額な医療費がかかる場合に申請する「限度額適用認定証」の交付手続きが省略でき*、自己負担限度額を超える一時的な支払いが不要になる等、メリットがたくさんあります！

*一部対応していない医療機関では従来通り限度額適用認定証が必要です。

マイナンバーカードでこんなこともかんたんに♪

新型コロナワクチン
接種証明書の
電子交付

薬剤情報や特定健診情報
等がマイナポータルで
確認できる

市区町村窓口まで
出向かなくても
自宅でオンライン申請できる
(書類添付は写真画像で OK)

住民票の写しなども
コンビニで
かんたん取得

処方箋が電子化され、
紙で受け取る処方箋が
不要に
(令和5年1月開始予定)

医療機関受診時に
ピッとかざすだけで
保険証として使える

例：児童手当の手続き
保育所等の入所申請
妊娠の届出
児童手当の現況届 など

公金受取口座登録で
給付金等の受取りも
スムーズに

医療費通知情報が
マイナポータルで
確認できる

各種行政手続き
介護・被災者支援
就労証明書作成等



マイナンバーカードの
新規取得・保険証としての利用
申し込み・公金受取口座登録で
最大 20,000 円分の
マイナポイントがもらえます♪

※お住まいの地域・ご利用の機関によってサービス内容は異なりますので、事前のご確認をお願いします。



マイナポイント付与の対象となるマイナンバーカードの申請は令和4年9月末まで
マイナポイントの申し込み・付与は令和5年2月末までです。忘れないうちに手続きしましょう!!



1. マイナンバーカードを取得しよう!

マイナンバーカードは、
QR コードで申請!



令和4年9月上旬頃までに、まだマイナンバーカードをお持ちでない方を対象に、オンライン申請が可能な「QR コード付き交付申請書」が順次送付されています。交付申請書の右下にある QR コードをスマートフォンなどで読み取ることで、簡単にオンラインで申請ができます。

2. マイナンバーカードに保険証の利用登録をしよう!

マイナンバーカードを保険証として利用するためには、保険証利用の申込み（初回登録）が必要です。（生涯 1 回のみ）

【忘れていませんか？ 会社への届出】



マイナンバー（個人番号）は、法律（国税通則法、所得税法等）に基づき、被保険者のみでなく、被扶養者分の届出も必要です。

マイナンバーを会社へ届け出されていない場合、医療機関にてオンラインによる資格確認ができない場合があります。まだマイナンバーの提出をされていない場合は、速やかに各会社の総務・給与厚生の窓口へお申し出ください。